

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

### 次世代住宅ポイント制度に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。次世代住宅ポイント制度について、下記の内容をお知らせいたします。なお、制度に関するお問い合わせは、次世代住宅ポイント事務局までお願いいたします。

#### 1. ポイント発行申請期限のお知らせについて

次世代住宅ポイント制度のポイント発行申請期限は令和2年3月31日です。原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。ポイント発行申請期限等をお知らせするリーフレットを別添1のとおり作成しました。事務局ホームページにて公開しておりますのでご利用ください。

#### 2. 建築着工／工事着手時期について

災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合における、建築着工／工事着手の期限は令和2年6月30日です。ただし、ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。また、1,000万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない理由により、工事の完了が困難と認められる場合における、工事完了の期限は令和2年6月30日です。詳細は事務局ホームページにて、後日公表します。

#### 3. ポイント発行申請時の注意事項について

申請受付開始から、これまでに多数の申請を受け付けておりますが、申請不備が新築で約4割、リフォームで約5割と多数発生しております。主な不備の内容は別添2のとおりで、申請書等への記入漏れや納品書の不備、添付書類漏れ等があります。申請に不備がありますと、ポイント発行の遅れやポイントを発行できない場合があります。申請にあたっては、別添2と申請の手引き等をよくご確認の上、制度をご活用いただくよう、関係者および申請者へ周知をお願いいたします。

(参考)

- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ

<https://www.jisedai-points.jp/>

- ・次世代住宅ポイント事務局ホームページ（リーフレット掲載ページ）

<https://www.jisedai-points.jp/download/>

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111（代表）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井康治（内線39463）

係長 埴 洋介（内線39428）

係長 大町晃央（内線39471）

次世代住宅ポイント事務局

ホームページ：<https://www.jisedai-points.jp/>

コールセンター：0570-001-339（ナビダイヤル）

（IP電話からのご利用 042-303-1553）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を含む）

# 次世代住宅ポイントの申請は お済みですか？

申請は令和2年  
3月31日まで！

あっ、申請  
忘れてた…

早く申請して！

## 次世代住宅ポイントとは

🏠 **新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当**のポイントが発行されます。

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

🏠 ポイントは、**様々な商品\***に交換できます。

🏠 すまい給付金や住宅ローン減税と**併用**できます。

\*ポイント交換可能な商品は随時追加されております。具体的な商品の内容については、事務局ホームページでご確認ください。

次世代住宅ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。  
原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。

※災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合、着工期限は令和2年6月30日です。

申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。(予算の執行状況は事務局ホームページで確認できます)

申請期限等の詳細は裏面へ ▶

# 次世代住宅ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。 原則として令和元年度末までの契約・着工が対象となります。

※災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合、着工期限は令和2年6月30日です。

申請期限前であっても、予算額に達し次第終了します。(予算の執行状況は事務局ホームページで確認できます)

## 申請に必要な書類に不備・不足が無いことをご確認の上、申請してください。

※申請書類に不備・不足等ある場合は、申請を受付できません。

### 窓口申請の場合

令和2年3月31日までに受付窓口で申請書類の受け取り(受付証の発行)が行われた申請が対象。

※受付時間は、受付窓口により異なりますので、事前にご確認ください。  
※申請期間の終了間際は、混雑が予想されます。  
余裕をもって申請を行ってください。

### 郵送申請の場合

事務局が申請を受理した日が令和2年3月31日以前である申請が対象。

※消印日が申請期限内であっても、私書箱への到着が申請期限後となった場合は受付されません。  
※書類の到着状況は申請者側で確認できるよう、必ず、配達記録が残る方法で郵送してください。

## 参考 次世代住宅ポイントの対象となる期間等

		注文住宅の新築リフォーム		新築分譲住宅の購入	完成済新築分譲住宅*の購入
		10%	8%	10%	10%
対象期間	契約日	工事請負契約日 平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	工事請負契約日 平成30年12月21日 ～平成31年3月31日	工事請負契約日 平成30年12月21日 ～令和2年3月31日  不動産売買契約日 平成30年12月21日 ～令和2年3月31日	不動産売買契約日 平成30年12月21日 ～令和元年12月20日
	建築着工/ 工事着手日	工事請負契約 ～令和2年3月31日	令和元年10月1日 ～令和2年3月31日	工事請負契約 ～令和2年3月31日	—
	引渡日	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～	令和元年10月1日～

\*平成30年12月20日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行された新築分譲住宅

## 建築着工/工事着手時期について 詳細は事務局ホームページをご覧ください。

災害等やむを得ない理由により、年度内に着工することが困難と認められる場合における、建築着工/工事着手の期限は令和2年6月30日です。ただし、ポイント発行の申請期限は令和2年3月31日です。

※1,000万円未満のリフォーム工事について、災害等やむを得ない理由により工事の完了が困難と認められる場合における、工事完了の期限は令和2年6月30日です。

## 次世代住宅ポイント事務局

 0570-001-339

受付時間:9時～17時(土・日・祝を含む) 一部のIP電話等からは 042-303-1553

※電話番号はお間違えの無いようお願いいたします。

次世代住宅ポイント制度

検索

<https://www.jisedai-points.jp>

## ■新築申請の主な不備（多い順）

	主な該当書類	不備内容	不備の分類
1	申請書	「本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用しておりません。」のチェックボックスが記入されていない。	記入不備
2	工事計画書／販売内容計画書	「国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。」のチェックボックスが記入されていない。	記入不備
3	申請書	「完了報告予定時期」が記入されていない。	記入不備
4	申請書	「契約事業者担当者氏名」が記入されていない。	記入不備
5	住宅性能証明書	新築住宅の性能を証明する書類が添付されていない。	添付漏れ
6	工事計画書／販売内容計画書	日付の関係が正しくない、または日付の記入がない。（例：契約日と着工日等が逆転している。日付の記入がない）	記入不備
7	販売内容計画書	建築事業者名の記載・押印がない。（例：販売事業者-建築事業者間の請負契約書の提出もなく、計画書の欄に記載・押印がない）	記入不備
8	申請書	「契約事業者担当者住所」が記入されていない。	記入不備
9	工事計画書／販売内容計画書	販売内容計画書（分譲用）の不備。（例：新築住宅の性能や提出書類、設備設置の情報チェック欄に記載がない・記載に誤りがある）	記入不備
10	申請書	「契約事業者担当者連絡先」が記入されていない。	記入不備

## ■リフォーム申請の主な不備（多い順）

	主な該当書類	不備内容	不備の分類
1	納品書	納品元（製造メーカー、流通事業者、販売店など）が発行する納品書であることが確認できない。（例：記入がない。施工業者と一致している。）	納品書不備
2	申請書	「契約事業者担当者氏名」が記入されていない。	記入不備
3	申請書	「契約事業者担当者連絡先」が記入されていない。	記入不備
4	本人確認書類	申請者の本人確認ができる書類が提出されていない。	添付漏れ
5	工事請負契約書／不動産売買契約書	工事請負契約書（不動産売買契約書）で発注者の押印、請負者の押印がない。	契約書不備
6	申請書	「本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用しておりません。」のチェックボックスが記入されていない。	記入不備
7	リフォーム工事計画書	「国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。」のチェックボックスが記入されていない。	記入不備
8	工事請負契約書／不動産売買契約書	「工事請負契約書（不動産売買契約書）」が添付されていない。	添付漏れ
9	リフォーム工事計画書	「リフォーム工事証明書」が添付されていない。	添付漏れ
10	申請書	「契約事業者名」が記入されていない。	記入不備